

水だより

ほんじょう

編集・発行 / 本庄市上下水道部

目次

- 下水道使用料を改定します、本庄市の下水道、下水道の役割……………P1
- 使用料の改定内容、打ち水大作戦……………P2
- 消費税率引き上げに伴う水道料金等改定のお知らせ、熱中症の予防と対策……………P3
- 水道課からのお知らせ……………P4

持続的な下水道事業運営のために

令和元年10月1日より

下水道使用料を改定します



下水道使用料は、管渠の清掃や保守等の維持管理費、処理場（小山川水循環センター）での処理費用などの経費や設備の更新費、借入金の利息の支払い等に使われています。これらの費用は下水道の利用者が負担することが原則となっています。

しかし、本庄市ではこれらの費用を下水道使用料だけでは賄いきれず、使用料収入の不足分を市の一般会計（税金）からの繰入金（国の基準を超える額）で補っています。これは、下水道を使用できる方と使用できな

い方との負担の公平性という観点や、福祉や教育などに使われるお金が下水道に使われることによる一般行政に与える影響という観点からも、改善すべき状況にあります。

このため、今後、安定した下水道事業経営を図り、持続的なサービスを提供していくために、下水道使用料の改定を行います（P2参照）。

皆さまのご理解とご協力をお願い致します。

本庄市の下水道

本市では、多くの市民の皆さまが衛生的で快適な生活を過ごせるよう、昭和51年から公共下水道事業に取り組み、昭和61年には本庄地域の一部で公共下水道が利用できるようになりました。

平成30年度末には普及率（行政人口比率）が58.5%、水洗化率（接続率）は86.6%となり、約39,600人の皆さまが利用しています。今後も引き続き、市民の皆さまの生活環境改善のため、計画的に公共下水道整備を進めます。

下水道の役割

◎家庭などから出た汚水を、下水道管を通して処理場に運び、処理後に川へ流すことで、生活環境改善や水質保全に努めています。

◎雨をすばやく集めて川へ流し、浸水による被害を軽減させています。

●令和元年度から令和5年度までの5年間における収入・支出総額の試算（下水道使用料で賄うべき費用約46億5,500万円）



※不足額は市が負担しています。

使用料の改定内容

【改定前】

排水量 (m ³ /月)	基本料金 (~10m ³)	超過料金 (1m ³ 当り)
0~10	800円	
11~30		117円
31~50		130円
51~100		143円
101~200		175円
201~500		200円
501~1,000		225円
1,001~		250円
浴場営業用		40円

(税抜き)

【改定後】

排水量 (m ³ /月)	基本料金 (~10m ³)	超過料金 (1m ³ 当り)
0~10	920円	
11~30		135円
31~50		150円
51~100		165円
101~200		201円
201~500		230円
501~1,000		259円
1,001~		288円
浴場営業用		40円

(税抜き)

【新旧料金比較 (例: 1ヶ月20m³使用の場合)】

一般家庭の平均的な使用量で見ると…

排水量	下水道使用料	
	改定前	改定後
20m ³ /月	1,970円	2,270円

(税抜き)

月の差額は
300円



本庄市デザインマンホール

経過措置として、令和元年9月30日以前から継続して使用している下水道使用料で、検針期間が改定日をまたぐ10月検針及び11月検針については、改定前の料金が適用されます。

打ち水大作戦



下水道課では、夏の暑さを吹き飛ばそうと、毎年大暑から処暑の間の2日間、打ち水大作戦を行っています。

集まった子どもたちがバケツやペットボトルなどでコンクリートに水を撒くと、打ち水の前後で気温は6℃、地面の温度は10℃近く下がり、その温度変化の大きさに驚きの声が上がりました。



(写真) 昨年、行われた打ち水大作戦の様子

消費税率引き上げに伴う水道料金等改定のお知らせ

消費税法等の一部改正に伴い、令和元年10月1日より消費税率（地方消費税を含む。）が8%から10%へ引き上げられることから、水道料金、下水道使用料および農業集落排水使用料についても10月1日から適用する消費税率を改定しましたのでお知らせします。

お客さまにはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

新税率適用の時期について

	令和元年						令和2年
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	
偶数月	① 8・9月使用分		検針	請求	② 10・11月使用分		検針 請求
税率	① 旧税率（8%）		② 新税率（10%）				
奇数月		③ 9・10月使用分	検針	請求	④ 11・12月使用分		検針 請求
税率		③ 旧税率（8%）		④ 新税率（10%）			

●ご注意●

令和元年10月1日以前から継続して使用している水道料金・下水道使用料で、検針期間が改定日をまたぐ10月検針及び11月検針につきましては、旧税率（8%）による算定となり、12月以降の検針分から新税率（10%）による算定となります。

令和元年10月1日以降に転入又は転居等により新たに給水契約を申し込まれた場合や下水道使用開始届を提出された場合は、10月検針分および11月検針分から新税率（10%）が適用されます。

なお、官公庁などのように1 か月単位で検針を行っている場合、経過措置として9月30日以前から継続して使用しているお客さまに限り、10月検針分は旧税率（8%）による算定となり、11月以降の検針分から新税率（10%）による算定となります。

熱中症の予防と対策

熱中症は、高温多湿な環境に長時間いることにより発症するリスクが高くなります。

湿度が高いと体からの汗の蒸発が妨げられ、体温が上昇しやすくなってしまいます。屋外だけでなく、室内でも熱中症になることがあるので、上手にエアコンを利用し、熱中症の予防に努めましょう。

また、汗には塩分が含まれていますので、大量の汗をかいたら、水分を摂取するとともにこまめに塩分もとりましょう。

熱中症について正しい知識を身につけ、熱中症による健康被害を未然に防ぎましょう。

○熱中症を引き起こしやすい環境

- ・気温が高い
- ・日差しが強い
- ・湿度が高い
- ・閉め切った屋内
- ・風が弱い
- ・エアコンの無い部屋

こまめに水分補給しましょう!



水道課からのお知らせ

あなたのお宅は漏水していませんか

特別な理由もなく、水道料金が増えている場合には、宅地内で漏水している可能性があります。水道を使用していない状態で、メーターボックス内にある水道メーターのパイロットが回っている場合は、水道メーターから蛇口までのどこかで水が漏れています。

漏水を発見した場合は、本庄市指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。本庄市指定給水装置工事業者は、市ホームページでご覧いただけますが、依頼する業者が分からない場合は、水道課までお問い合わせください。

なお、水道メーターから蛇口までの調査・修理費用は、お客様のご負担となります。

水道料金の減額措置について

家屋の壁体内や地下など、発見が困難な漏水の場合など、一定の要件を満たした場合に水道料金を減額する制度があります。漏水が疑われる場合には、早めにご確認のうえ、修理を依頼してください。



水道の届け出はお忘れなく、お早めをお願いします

水道の使用を開始・休止するとき

引越などにより、水道の使用を開始したり、休止したりするときは、事前に水道課までご連絡いただくか、市ホームページから申請をお願いします。

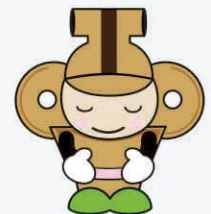
※水道の使用を開始するときは、お客様ご自身で元栓（止水栓）を開けてください。

※水道の使用休止を届け出されない場合は、水道料金を継続してお支払いいただくこととなりますのでご注意ください。

水道使用者の名義が変わるとき

相続、結婚、法人の解散・合併・商号変更等で水道使用者の名義が変わる場合は、水道課までご連絡ください。

※特に、ご使用者の名義がお亡くなりになられている方のままになっている場合には、速やかに水道課までご連絡いただき、現在ご使用されている方への名義変更をお願いします。



水道・下水道に関するお問い合わせは

■下水道の使用に関するお問い合わせは

住所／本庄市本庄3-5-3 (本庄市役所)
電話／0495-25-1146
FAX／0495-25-1145

■水道の使用・休止の届出、メーター検針、水道料金・下水道使用料に関するお問い合わせは

住所／本庄市千代田3-4-5 (水道庁舎)
電話／0495-22-2151
FAX／0495-22-2153
受付時間／平日 午前8時30分～午後5時15分
※土・日・祝日及び12月29日～1月3日はお休みです。

市役所・水道庁舎案内図

